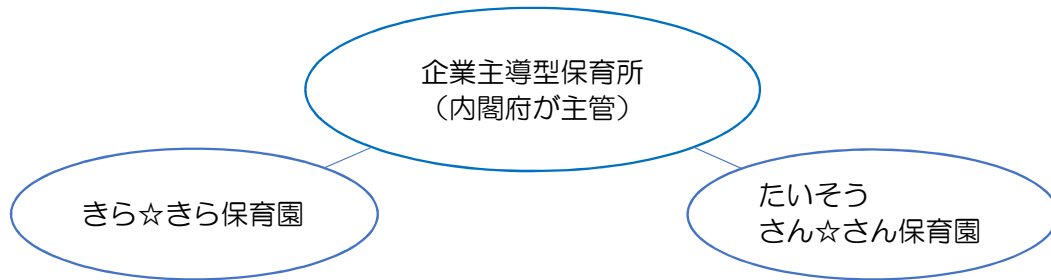


幼児教育・保育の無償化について

令和元年9月吉日
NPO法人 えがおサポート
代表 藤澤 幸恵



★企業主導型の無償化とは・・・保護者が現在収めている保育料のうち国が直接無償化相当額を園に支給する制度です

● 無償化相当支給額

年少	年中・年長
26,600円	23,100円

(現保育料) - (無償化相当支給額) = (園が負担します)

★10月1日～の無償化について・・・企業主導型保育施設園児3・4・5歳児(年少・年中・年長)無償化対象となります

①「従業員枠」・・・保護者が就労されている会社と園が契約を交わしている園児は

特に申請など手続きの必要はありません

②「地域枠」・・・保護者が就労されている会社と園が契約を交わしていない園児は

米子市の子育て支援課での手続きが必要になります

(書類提出・・・保護者の就労証明書と保育申請書用紙はお渡し致します)

③ 無償化対象児以外の園児(0.1.2歳児)については、以前同様の月謝金額となります
但し、住民税非課税世帯は無償化の対象となります

● 毎月の口座引き落とし分

	※固定額	
	Aコース (月～金利用)	Bコース (月～土利用)
給食費	6,300円	7,500円
クリーニング代	400円	400円
合計金額	6,700円	7,900円

10月からの月謝は？



+

■ その他費用(集金袋での請求)

保育用品費・行事費・絵本代など

●+■の合計金額が月の保護者負担となります

※ 土曜日は両保護者就労の方のみ利用可です。ご理解ください

※ Aコースの方が土曜日利用の際は1回につき利用料500円となります(無償化対象児のみ)

※ 早朝利用料100円は変更ありません

※ ご不明な点がございましたら各施設長までご相談ください